

## 学費支援制度について（東京都在住の場合）

東京都にお住まいで下記に該当する世帯は、授業料助成金（都の補助）と就学支援金（国の補助）を利用することにより、最大 265,000 円まで授業料の負担が軽減されます

| 年収の目安＜モデル世帯＞              |                             | 授業料助成金            | 就学支援金     | 授業料助成金<br>就学支援金 |
|---------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------|-----------------|
| 所得がある保護者が1人               | 所得がある保護者が2人                 | 授業料補助             | 授業料補助     | 授業料補助額<br>合計    |
| 約 910 万円以上                | 約 1,090 万円以上                | 265,000 円         | 対象外       | 265,000 円       |
| 約 910 万円未満～<br>約 590 万円以上 | 約 1,090 万円未満～<br>約 740 万円以上 | 146,200 円         | 118,800 円 |                 |
| 約 590 万円未満                | 約 740 万円未満                  | 就学支援金支給額等により異なります | 297,000 円 |                 |

＜モデル世帯＞所得がある保護者が1人：保護者1人にのみ給与収入がある4人世帯（夫婦と子2人）

＜モデル世帯＞所得がある保護者が2人：保護者2人に給与収入がある5人世帯（夫婦と子3人）

年収はあくまでも目安であり、審査の際は住民税に基づく基準額を用いた計算の結果で判断されます。

詳しくは「[令和6年度 私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金](#)」リーフレットをご確認ください。

ここに記載されている内容は現時点での想定であり、令和7年度以降は変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。